

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和7年5月27日(火) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 10時00分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	山下 栄	2番	森 信幸	3番	長友 順子
4番	井尻 恵雄	5番	戸高 一志	6番	橋口 裕二
7番	佐光 真美	8番	河野 博子	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	江藤 宗武	11番	佐藤 伸義	12番	永友 昭
13番	河野 伊栄雄	14番	林田 泰代	15番	樽見 一寛
16番	黒木 正行	17番	有澤 章	18番	阿部 洋子

4 欠席委員

5 議事日程

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第19号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 第5 議案第20号 農地法第4条の規定による申請の承認について
- 第6 議案第21号 農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
- 第7 議案第22号 非農地証明願の承認について
- 第8 その他(行事予定)

6 会議録署名委員 6番 橋口 裕二 7番 佐光 真美

7 職務のため出席した者の氏名

局長補佐 米田 正清 係長 緒方 恵美 主事 河野 睦

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 ＜ あいさつ ＞ それでは、5月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長補佐が行います。
	局長補佐	議長、局長補佐。 それでは、5月の諸報告をさせていただきます。 9日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 14日、西都児湯市町村農業委員会連絡協議会総会が開催され、会長が出席されました。 16日、宮崎県農業会議常設審議委員会が宮崎県トラック協会で開催され、会長が出席されました。 20日、農地転用等審査会、第1小委員会を開催しました。 21日、尾鈴地区農業水利総合開発事業促進協議会総会が開催され、会長が出席されました。 本日、5月定例総会であります。 28日から29日にかけて全国農業委員会会長大会他、関連業務に会長が出席されます。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	13番	議長、13番。 5月9日、午前9時より役場第3会議室で4番委員と農家相談を行いました。相談件数は、0件でした。
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	(異議なしの声) 諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、 本日は、 6番 橋口 裕二(はしぐち ゆうじ)委員 7番 佐光 真美(さみつ まみ)委員 を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限り したいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第19号 3条許可	議長	【日程第4】議案第19号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第19号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	18番	議長、18番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、国道10号線の番野地坂を上ったところで、令和5年9月にあっせん申出があつて、買い手を探しておりました。買ってもらえそうな方に数名あつたのですが、なかなか成立せず、そのままになっていましたが、翌年の4月に本人が買い手を見つけたということで、連絡をもらいました。時間が経っているのですが、分筆測量に時間がかかったのと申請地に無断で倉庫を建てていたとのことから今に至ったところでした。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第20号 4条承認	議長	【日程第 5】 議案第20号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第20号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
	6番	議長、 6番 。 第1小委員会の委員長報告を行います。 5月20日9時より第1小委員会を開催しました。 1号につきましては、始末書案件にて許可相当と判断しております。詳しくは、担当委員の説明をいただき、御審議をよろしくお願いします。
	議長 議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号 。
1号 補足説明	8番	議長、 8番 。 1号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。場所は、役場から10号線を都農の方に向かって元消防署の向いになります。裏の方に申請者が持っているアパートがあり、8件くらい入れるようになっていて、車を駐車するスペースが手狭になったため、今回の申請になっております。都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の農地、第3種農地になります。始末書の提出もありますので、追認できると判断されます。調査しましたが何ら疑義な点はありません。御審議よろしくお願ひします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第21号 促進(中間	議長	【日程第 6】 議案第21号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第21号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、50件でございます。 内訳は、耕作者変更が1号から20号までの20件、新規が21号から50号までの30件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
1号から20号	議長	1号から20号 までの耕作者変更案件について、御意見、御質問はございませんか。
	8番	議長、8番 この高鍋町の会社はいろいろ問題になっていて、高鍋に事務所を建てるとのことですが、何もしていないようです。その辺が分かれば、お聞かせいただきたい。
	事務局	議長、事務局 現状事務局で把握しているのは、飼料用稲、ロールの管理を前借り手から分離して、今回の借り手が飼料部門に特化したものとして事業を行うために立ち上げたものである。と聞いています。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	前借り手の会社については、経営母体が変わったということで、国の制度事業を使って餌工場を作るという計画でその運営を新会社にさせるようです。事務所等の建設は、親会社からのストップがかかっており、進んでいないようです。しかし、事業を成功させるための動きということで借り手の名称変更かなと思っています。
	議長	他ないようでしたら、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号から20号 については、承認することといたします。
	議長	引き続き、21号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	21号、22号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
21号、22号 補足説明	2番	議長、 2番 。 21号、22号 について補足説明いたします。 場所は、井手ノ上から坂の上の方へ上っていきまして、坂の上の十字路と公民館の間の土地です。次の23、24号の畑と一緒にいる畑でございまして、地主さんから相談受けまして、隣で唐芋を作っている方に話をしたら、いいですよと話がまとまったところです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく申し上げます。
	議長	21号、22号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	21号、22号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	23号、24号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
23号、24号 補足説明	2番	議長、 2番 。 23号、24号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりでございまして、先ほどの案件と同じでございまして。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく申し上げます。
	議長	23号、24号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	23号、24号 については、承認することといたします。
	議長	25号、26号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
25号、26号 補足説明	4番	議長、 4番 。 25号、26号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、県道の市納の横断歩道があるところから川南小学校に向かう道の左手になります。田んぼの真ん中で荒れた土地が2枚ありまして、そこを今回、借り手が耕作するということで話が出来ております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく申し上げます。
	議長	25号、26号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	25号、26号 については、承認することといたします。
	議長	27号、28号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
27号、28号 補足説明	4番	議長、4番 。 27号、28号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりでございます。この件も以前から貸し手から借りていたものを今回、中間管理事業を使って借りるという案件でございます。市納の商店から下原へ向かう道の左側の田んぼです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく申し上げます。
	議長	27号、28号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	27号、28号 については、承認することといたします。
	議長	29号、30号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
29号、30号 補足説明	4番	議長、4番 。 29号、30号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。場所は、市納公民館の隣に接する田んぼとその反対側にある田んぼで、以前は、公民館の近くの田んぼは借り手が作っていたんですけど、もう一つも高齢で管理できないということで同じ借り手が作ってくれることになりました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	29号、30号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	29号、30号 については、承認することといたします。
	議長	31号、32号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
31号、32号 補足説明	4番	議長、4番 。 31号、32号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。使用貸借になっておりますが、米の物納ということです。場所は、市納から川南小学校に行く道の間中位にある川沿いの田んぼになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	31号、32号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	31号、32号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	33号、34号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
33号、34号 補足説明	14番	議長、14番 。 33号、34号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、貸し手の豚舎の前の一角と、息子の家の西側の広い土地があり、何筆もあるのですが、その中の一部と永友農機の北側に道に挟まれた3筆になります。使用貸借の10年契約になります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いします。
	議長	33号、34号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	33号、34号 については、承認することといたします。
	議長	35号、36号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
35号、36号 補足説明	14番	議長、14番 。 35号、36号 について補足説明いたします。 場所は、借り手の家の西側の農地のうちの1筆で以前から借り手の親が使用貸借していたところでした。今回は借り手の名義変更ということです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いします。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	35号、36号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	35号、36号 については、承認することといたします。
	議長	37号、38号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
37号、38号 補足説明	14番	議長、14番 。 37号、38号 について補足説明いたします。 場所は、小野養豚場の西の方にある貸し手宅の前に広がる農地です。使えていない農地で、どうするか悩んでいたところ、近所の方が借り手に話をしたところ、話がまとまったとのことでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いします。
	議長	37号、38号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	37号、38号 については、承認することといたします。
	議長	39号、40号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
39号、40号 補足説明	14番	議長、14番 。 39号、40号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。場所は、9区公民館の南側の畑の一筆になります。道沿いになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく申し上げます。
	議長	39号、40号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	39号、40号 については、承認することといたします。
41号、42号 補足説明	議長	41号、42号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
	14番	議長、14番 。 41号、42号 について補足説明いたします。 貸し手は都城の方で、豊坂のキウイフルーツ農園のちょうど北側になります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく申し上げます。
	議長	41号、42号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	41号、42号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	43号、44号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
43号、44号 補足説明	5番	議長、 5番 。 43号、44号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、桐谷物産の工場の南側にトラックの森というのがありますが、その横の道路を宮崎の方に走っていくと左側に大きな堆肥舎があります。その先の角を左に曲がると広ながい畑があります。すでにこの土地には、借りる人がトウモロコシを植えて、もう1メートルくらい育っています。きれいに植わってありました。貸し手と話をしましたら、きれいと管理していただいているとのことでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いします。
	議長	43号、44号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	43号、44号 については、承認することといたします。
	議長	45号、46号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
45号、46号 補足説明	11番	議長、 11番 。 45号、46号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。場所は、東平下地区の貸し手の自宅牛舎の周りになります。貸し手のところは和牛の繁殖農家をされておりましたが、近年やめられてもう畑を全然やっていないとのこと。この畑は、2、3年前から酪農されている借り手が牧草を作っておりましたが、きちんと契約を結んでいなかったことから今回新規であがってきた案件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願います。
	議長	45号、46号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	45号、46号 については、承認することといたします。
	議長	ここで、12番委員の退室を求めます。 ＜ 12番委員退室 ＞
47号、48号 補足説明	議長	47号、48号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
	17番	議長、17番。 47号、48号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この土地は相対で貸し借りをしていたところですが、今回、中間管理機構を通すということで新規で上がってきました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願います。
	議長	47号、48号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	47号、48号 については、承認することといたします。
	議長	ここで、12番委員の入室を許可します。 ＜ 12番委員入室 ＞
	議長	ここで、15番委員の退室を求めます。 ＜ 15番委員退室 ＞
	議長	49号、50号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
49号、50号 補足説明	3番	議長、 3番 。 49号、50号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。貸し手と借り手お互いの土地をそれぞれ交換で使っており、今回、使用貸借になっています。場所は、中村養豚の下の方になりまして、飼料が植えてありました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくをお願いします。
	議長	49号、50号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	49号、50号 については、承認することといたします。
	議長	ここで、15番委員の入室を許可します。 ＜ 15番委員入室 ＞

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第22号 非農地証明	議長	【日程第 7】 議案第22号 「非農地証明願いの承認について」 を議題といたします。 提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第22号 「非農地証明願いの承認について」 その提案理由を説明 申し上げます。 本案件の申請件数は、3件でございます。 申請地の所在、地番、地目及び地積は、別紙記載のとおり であります。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補 足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきます よう、よろしくお願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
	6番	議長、 6番 。 第1小委員会の委員長報告を行います。 5月20日に第1小委員会を開催し、状況調査を行いました。 その結果、1号から3号ともに承認できると判断いたしま した。詳しくは、担当委員の説明を受け、御審議いただきま すようお願いします。
	議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員 の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	9番	議長、 9番 。 1号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりでございまして、場所は、あおい会館の道を山手の方へずっと上がって行って2段坂を過ぎて、右手にエホバの集会所といえますかありますが、そこに入るちょうど角っこになります。126平方メートルで隣は農地から外れており、そこだけが残っている状態です。申請地は、農業振興地域整備計画における農用地域内ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、10年以上耕作放棄され将来的にも農地として使用することが困難であることから、農地でないと判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号 については、承認することといたします。次に、 2号 。
2号 補足説明	10番	議長、10番 。 2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、菅原の牛舎の造成を行っているところの横の一段低くなっているところで、農機も入れにくいようなところで竹やぶになっている状況のところ。申請地は、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であり、農地としての利用が著しく困難であることから、農地でないと判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
		次に、 3号 。
3号 補足説明	10番	議長、10番 。 3号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりで、この土地も先ほどの土地の並びになる土地です。申請地は、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であり、農地としての利用が著しく困難であることから、農地でないと判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会5月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第 8】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 中間管理事業への移行が2件、耕作者の変更が22件、所有権移転に係るものが2件の計 26件です。以上、報告します。
	議長	「合意解約」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「6月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「6月の行事予定」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和7年5月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。

川南町農業委員会5月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

6番

7番